

# 奈良市のいじめ認知件数の経年変化（小・中学校）

【いじめの認知件数（件）】				【児童生徒1,000人当たりのいじめの認知件数（件）】					
	市立 小学校	市立 中学校	市立 小・中学校		市立 小学校	市立 中学校	市立 小・中学校	全国 小・中学校	奈良県 小・中学校
平成28年度	181	113	294	平成28年度	11.4	14.0	12.3	23.9	16.3
平成29年度	377	180	557	平成29年度	24.2	24.1	24.6	30.9	37.5
平成30年度	827	246	1,073	平成30年度	52.8	33.1	46.4	54.0	66.9
令和元年度	602	292	894	令和元年度	38.6	40.1	39.0	61.3	73.8
令和2年度	536	162	698	令和2年度	34.9	22.2	30.8	52.4	71.2

※ 平成25年9月28日「いじめ防止対策推進法」の施行  
いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条より）  
「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「文部科学省問題行動調査」より）